

議案第 3 号

群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合同規約(平成 2 年群馬県指令地第 18 号)の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

群馬県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合同規約(平成2年群馬県指令地第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「吾妻広域町村圏振興整備組合」を「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第3号 群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を開始することに伴い、群馬県市町村総合事務組合から規約変更に関する協議の依頼がありましたので、議会の議決を求めようとするものです。